

岡山市発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

平成27年9月3日

平成26年12月19日付け「平成27年度入札契約制度の改正について 第1 社会保険等未加入対策」でご案内しているとおり、平成27年10月1日以降に公告する本市発注の建設工事において、元請業者が社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険を指します。）未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止する契約規定に違反した場合は、下請契約金額に応じて、制裁金を請求することとします。（ただし、下請契約の代価の総額が3,000万円（建築一式の場合は4,500万円）以上の場合に限ります。）制裁金に係る詳細については、今月下旬ごろに掲載予定です。

この内容についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局契約課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1736
	E-mail:keiyaku@city.okayama.jp